

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		にぎわい交流館いわつきの利用料金の減免
根拠条例・規則等名		さいたま市にぎわい交流館いわつき条例
条 項		第10条
所 管 部 課		経済局 商工観光部 経済政策課 (電話：048-829-1363)
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	(1) 本市が主催する行事で産業振興、観光支援等を目的に利用する場合 100分の100 (2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校が教育活動のため利用する場合 100分の100 (3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者が特に必要と認めた場合 指定管理者が相当と認める割合
	設定等年月日	令和2年2月22日設定 年 月 日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	即日
	設定等年月日	令和2年2月22日設定 年 月 日最終改正
備 考		